

女川町監査委員告示第3号

監査結果の公表について

令和元年7月3日に実施した財政援助団体及び公の施設の指定管理者監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、これを公表する。

令和元年10月11日

女川町監査委員 丸岡美穂

女川町監査委員 平塚勝志

## 財政援助団体及び公の施設の指定管理者監査報告書

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

### 2 監査の対象

- (1) 女川町まちなか交流館（指定管理者監査）
- (2) 女川町社会福祉協議会（財政援助団体監査）

### 3 監査の範囲

平成 30 年度における上記 2 に掲げる公の施設及び団体の事務の執行及び業務管理運営状況について

### 4 監査の期日等

期 日 令和元年 7 月 3 日（水）  
場 所 女川町行政庁舎 3 階 委員会室 2  
監査委員 丸 岡 美 穂 ・ 平 塚 勝 志

### 5 監査の概要

あらかじめ担当課から、当該施設及び当該団体の概要及び事務の執行状況を知ろうえで必要な書面の提出を求め、担当職員から説明を聴取し、適正に事務事業が執行されているかに主眼をおいて監査を実施した。

### 6 監査の結果及び監査委員の意見

女川町まちなか交流館については、指定管理料の金額の計算根拠において、対象経費の理論的裏付け（特に「消費税」と明記している費用の計算根拠の理論付け）を精査し、その本質を確認されたい。

女川町社会福祉協議会については、人件費が増加傾向にあることを考慮して、人員の配置、業務の整理等が必要と思われる。